

福岡市屋外広告物条例の一部改正に係る方向性案について

I. 市条例における広告宣伝車の現行のルール

- 現行の市条例に基づく具体な運用において、許可手続きの対象となるのは、使用的本拠が「福岡市」にある車両であり、使用的本拠が他の自治体にある車両については当該自治体の屋外広告物条例に基づき、当該自治体で許可手続きを行うこととされている。
- 広告宣伝車のような車体利用広告物は、壁面等に設置される広告物のような面積制限を設けていない。

2. 現状及び課題を踏まえた条例改正の必要性

- 半年間の実態調査結果により、市内を走行する広告宣伝車のほとんどが、市外本拠の車両であり、本市の許可手続きの対象外であることが判明した。このため、市外本拠の車両も含めて、許可手続きの対象とする必要がある。
- 現在走行している広告宣伝車の表示面積が大きく、また、同じ場所を周回することなどにより、壁面等に設置される広告と同様に景観に与える影響は大きいと考えられるが、壁面等に設置される広告物のような面積制限を設けていないことから、良好な景観を維持するために、車体利用広告物に対しても面積制限を設ける必要がある。
- このため、車両の対象拡大及び車体利用広告物の面積制限について、市条例を一部改正する必要があるもの。

3. 条例改正の方向性

- 広告宣伝車の車体利用広告物について、車検証の使用の本拠に関わらず、市内を走行するすべての広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正する。
- 車体利用広告物の規格について、面積制限を設けるよう、規定を改正する。

4. 条例改正の概要

(1) 対象となる車両

- ・使用的本拠が「福岡市」である車両。ただし、広告宣伝車については、市内を走行するすべての車両

(2) 車体利用広告物に対する手続き等の概要

① 市内を走行する際に許可申請が必要となる

- ア 屋外広告物許可申請（市条例第5条、第43条、市規則第2～3条等参照）
 - ・屋外広告物許可申請書を提出し、許可を受けなければならない
 - ・許可申請の際、手数料を納付しなければならない

②市条例に定める車体利用広告物の規格の遵守が必要となる(第9条、告示第103号等参照)

ア 面積が20平方メートル以下であること。ただし、市長が別に認める場合については、この限りではない。

イ 車体の外面への表示・設置が禁止される広告物

・発光可変表示式広告物(一定時間表示の内容が変わらないものを除く)

・発光、蛍光又は反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるもの

③屋外広告業の登録が必要となる(市条例第26条参照)

・市内において、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業を行う法人又は個人は、屋外広告業の登録を受けなければならない。営業所を市内に有していない場合であっても、市内で上記営業を行う場合には登録が必要

④許可取り消し、行政措置命令や罰則の適用を受ける

ア 監督(市条例第16条参照)

・許可を受けた広告宣伝車が、許可等に付した条件に違反した場合は、許可権者は、表示若しくは設置の停止を命じ、改修、移転、除却等の措置を命じることができる。

イ 罰則(市条例第46条～第49条参照)

・広告宣伝車に広告を表示して無許可で走行した者、許可後に無許可で広告の表示内容を変更した者、措置命令に違反した者等は100万円以下の罰金に処する。

・屋外広告業の登録を受けずに屋外広告業を営んだもの、不正の手段により登録を受けた者等は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する。

・屋外広告業の廃業等の届出を怠ったもの等は、5万円以下の過料に処する。

5. 今後のスケジュール(予定)

令和8年 2月 第31回 福岡市屋外広告物審議会開催
(パブリックコメントの結果報告、答申)

令和8年 3月 3月議会(条例案上程)

令和8年 4月 改正市条例公布

令和8年 5月 事業者等への説明会

令和8年10月 改正市条例施行